

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	危険物の貯蔵取扱基準適合命令
概要	製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）において、危険物の貯蔵又は取扱いが消防法の規定に違反していると認められた場合には、当該製造所等の所有者、管理者又は占有者の関係者に対し、消防法の危険物貯蔵取扱いの規定に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第11条の5第1項 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ）
処分基準	・ 消防法第11条の5（第1項） 市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第10条第3項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	